2026.11.12 現在

ジャンル	質問	回答
申請時期	止水板の設置を検討していますが、どのタイミングで助成申請を行えばよいですか？	止水板設置工事については、工事に着手する前に申請書を提出してください。 簡易型止水板購入については、購入後速やかに申請書を提出してください。ただし、購入前に事前相談をおすすめしております。
	助成申請の締め切りはいつまでですか？	①止水板設置工事については、申請書提出から完了届提出、請求書提出までを3月末までに行う必要があります。 工事については、申請から工事完了まで約２～３か月かかるケースが多いので、申請書の提出を１月下旬までに行ってください。 ②簡易型止水板購入については、書類審査等を含め、約１か月程度の期間を見込み、申請書の提出を3月上旬までに行ってください。 詳しくは、個別に区の担当者へご相談ください。
申請者	マンションの管理組合が申請者となることは可能ですか？	可能です。ただし、「止水板の設置に関して集会の決議をしたことを証する書類」の提出が必要となります。
	建物の賃借人が申請者となることは可能ですか？	可能です。ただし、「建築物所有者の止水板設置承諾書」の提出が必要となります。
助成対象	止水板はどういったものが助成対象ですか？	浸水に耐えられる材質でできている止水板として販売されている製品が助成対象になります。 詳しくは、事前に区の担当者へお問い合わせください。
	中古の簡易型止水板を設置する場合は、助成対象ですか？	中古の簡易型止水板は、助成対象外となります。
	排水ポンプや逆流防止弁の購入は助成対象ですか？	排水ポンプや逆流防止弁の購入は、助成対象外となります。
	自作の止水板は助成対象ですか？	自作した止水板は、助成対象外となります。
	建物のない平面駐車場の出入口に止水板を設置した場合は、助成対象ですか？	建物のない平面駐車場の出入口に止水板を設置した場合は、助成対象外となります。
	止水板の修理費用は助成対象になりますか？	止水板の修理費用は、助成対象外となります。
	昨年度購入した簡易型止水板の購入費は助成対象ですか？	昨年度購入したものは、助成対象外となります。
	止水板を購入する場合の送料は助成対象ですか？	送料は、助成対象外となります。
	止水板を購入しようとしてます。ギフト券での購入は助成対象ですか？	商品券とギフト券は助成対象となります。クーポンとポイントは助成対象外です。
	集合住宅のエントランスに止水板を設置する場合は、助成対象ですか？	助成対象となります。ただし、集合住宅については、区分所有のない集合住宅の場合は建物所有者、区分所有者のある集合住宅の場合は、管理組合に対しての助成となります。
	集合住宅の各住戸入口に止水板を設置する場合は、助成対象ですか？	助成対象となります。集合住宅の各住戸入口については、各賃借人又は各所有者、管理組合から申請が可能です。
	区外に住んでいますが、区内に所有している建物に止水板を設置する場合は、助成対象ですか？	助成対象となります。助成率についての詳細は、お問い合わせください。
	自分の家が助成対象区域か分かりません。	助成対象区域は、区内において過去に浸水被害があった地域又は、発生のおそれのある地域となります。 詳しくは、事前に区の担当者へお問い合わせください。
申請書類	申請書はどこで入手できますか？	ホームページからダウンロードいただくか、本庁舎７階13番窓口でお渡しすることができます。
	申請書の記入の仕方を教えてください。	ホームページに添付している記入例を参考にご記入ください。 記入方法や添付資料でご不明点等がございましたら、区の担当者へお問い合わせください。

申請書類	申請書の押印はシャチハタでもよいですか？	提出書類の押印は、シャチハタではなく認印を使用してください。 また、申請者名と押印する印鑑は、申請書、完了届、請求書で統一してください。
	申請時に提出した見積書と工事費用が変わった場合はどうすればいいですか？	建築調整課 地域道路整備担当へ「止水板設置変更協議書」を提出してください。
	申請書類はどこへ提出すればいいですか？	本庁舎７階13番窓口　建築調整課 地域道路整備担当へご提出ください。
	申請書類を郵送で送ることは可能ですか？	可能です。以下の住所・宛先へお送りください。 住所：〒144-8621　大田区蒲田五丁目13番14号 宛先：建築調整課 地域道路整備担当
その他	止水板設置工事、購入を検討しているので、相談に乗ってもらいたい。	助成制度についてのご相談は、建築調整課までお問い合わせください。 止水板の製品に関するご相談は、メーカーや販売店、施工業者にお問い合わせください。
	助成金申請から助成金が振り込まれるまでの流れを知りたいです。	ホームページに添付されている「申請の流れ」をご確認ください。詳細については、区の担当者へお問い合わせください。

ご不明点や具体的な内容については、
まずは窓口でご相談ください！！

【お問い合わせ】
まちづくり推進部 建築調整課 地域道路整備担当
本庁舎７階　13番窓口　電話：03-5744-1308